

令和 6 年度

東根市情報公開条例運用状況報告書

令和 7 年 5 月

東 根 市

東根市情報公開条例のあらまし

1. 情報公開の意義・目的

情報公開制度とは、市が保有している行政文書について、市に対し開示請求できる制度です。開かれた市政と市民の行政参画を目的に制度化を図り、平成3年3月に「東根市情報公開条例」を制定し、同年7月1日から施行しています。

2. 情報公開コーナーの設置

1階ロビー及び3階庶務課に情報公開コーナーを設置しています。

3. 情報公開条例の主な内容

(1) 実施機関

情報公開を実施する機関は、次のとおりです。

市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長

(2) 対象となる情報

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものが対象となります。ただし、次に掲げるものを除きます。

ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 図書館等において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(3) 行政文書の公開の原則

実施機関は、所持又は保管する行政文書を積極的に公開するよう努めています。ただし、個人に関する情報等は、不開示となります。

(4) 開示請求権

何人も、実施機関に対し、保有する行政文書の開示を請求することができます。

(5) 請求手続

行政文書の開示を請求しようとする場合は、実施機関に対し、行政文書開示請求書を提出しなければなりません。

※現年度の入札結果情報や議会の議案書等については、行政文書開示請求書を提出することなく閲覧可能です。

(6) 手数料

開示請求に係る手数料は、無料です。ただし、行政文書の写しの作成及びその送付に係る費用については、請求者が負担することになります。

(7) 審査請求に関する手続

実施機関は、請求可否の決定について、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定に基づく審査請求があった場合は、東根市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、当該審査請求に対する裁決をするものとしております。

4. 開示請求状況

令和 6 年度の開示請求件数は 63 件でありました。

実施機関別にみると、市長が 58 件、教育委員会が 3 件、消防長が 2 件となっております。

(1) 開示請求の状況

(単位：件)

情報公開請求の処理区分					取下げ その他	合 計
開 示	一部開示	不開示	未決定	小 計		
48	14	1		63		63

(2) 年度別開示請求受理件数

(単位：件)

年度		令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
請求受理件数		261	298	328	41	63
決定 状況	開示（公開）	259	297	327	35	48
	一部開示（部分公開）	2	1	1	6	14
	不開示（非公開）					1
	未 決 定					
審査請求					1	

(3) 審査請求の状況

令和6年度の審査請求件数は、0件でありました。

(4) 開示請求の担当課内訳

実施機関	担当課等	主な件名	件数(件)
市 長	庶務課	・職員録 ・年代別人口集計表	7
	危機管理室	・会議資料、議事録	1
	財政課	・入札等調書、見積結果 ・建物総合損害共済委託申込承認証等	4
	税務課	・旧図 ・地番図、路線価図	5
	市民課	・住居表示台帳 ・人口集計表 ・地区別住民区分集計表 ・人口ピラミッド	17
	健康推進課	・保険証券のコピー	1
	こども家庭課	・設計書 ・不定期来館者補償制度加入書類 ・審査結果	3
	農林課	・保険証券のコピー	1
	建設課	・設計書 ・変更設計書 ・多角測量座標計算簿 ・保険証券のコピー ・図面、座標値、区画等の測量データ ・境界に関する資料	7
	上下水道課	・水道資材単価表 ・設計書 ・宅内配管図 ・賠償責任保険加入者証等	12

		・専用水道施設台帳	
小計			58
教育委員会	管理課	・入札提案書 ・見積合わせ結果	2
	生涯学習課	・入札等調書	1
小計			3
消防長	総務課	・設計書 ・消防団ポンプ車庫図面	2
小計			2
合計			63

(5) 情報開示に係る複写等の状況

件名	単価	数量	金額
職員録	290 円	6 冊	1,740 円
開示文書等の複写	白黒 10 円	1,075 枚	10,970 円
	カラー 50 円	0 枚	
合 計			12,710 円